

# Weekly Report

第595号  
令和3年3月29日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 4月から開始される主な制度等(税制以外)

来月から開始される主な制度等は以下の通りです。

◎年金額改定ルール見直し……賃金変動率が物価変動率を下回る場合には、賃金の変動率に合わせて年金額を改定します。これにより、令和3年度の年金額は0.1%の引下げとなります。

◎総額表示の義務付け……消費税転嫁対策特別措置法が失効することに伴い、消費者に対する商品等の価格表示(値札や広告、ホームページなど)は、税込価格を表示する必要があります。

◎中小企業への「同一労働同一賃金」の適用……中小企業においてもパートタイム・有期雇用労働法が適用となり、同一企業内における正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当、福利厚生などの待遇について、不合理な差を設けることが禁止されます。

◎改正高年齢者雇用安定法の施行……70歳までの高年齢者就業確保措置(定年引上げ、継続雇用制度の導入、定年廃止、創業支援等措置)を実施することが事業主の努力義務となります。

◎大企業に対する中途採用比率の公表義務化……常時雇用する労働者数が301人以上の企業に対して、正規雇用労働者の採用者数に占める中途採用者数の割合の定期的な公表が義務付けます。

◎「就職祝い金」等の提供による職業紹介の禁止……職業紹介業者が「就職祝い金」などの名目で求職者に金銭等を提供して求職の申し込みの勧奨を行うことが禁止となります。

◎労災保険の特別加入制度の対象範囲拡大……芸能関係作業従事者、アニメーション制作作業従事者、柔道整復師などが特別加入制度の対象に加わります。

## 事業再構築補助金の申請に必要なGビズID

事業再構築補助金の第1回の公募期間は3月26日～4月30日18時までとなりました(申請受付は4月15日開始予定)。

同補助金は電子申請での受付となり、「GビズIDプライムアカウント」を取得する必要がありますが、発行まで3～4週間程度の期間を要するため、特定として申請書等の郵送や審査を省略し早期に発行する「暫定GビズIDプライムアカウント」での申請が可能となります。

暫定プライムアカウントは、GビズID申請ページの「gBizIDプライム作成」から必要事項を記入する際、「部署名」欄に「特定補助金専用」と記入して申請することで発行されます。

## ★★★4月のチェックポイント★★★

※延期された所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告・納付期限は4月15日(木)です。

※新入社員や扶養親族に異動があった社員から「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けます。

※「給与支払報告に係る給与所得者異動届出」は、4月15日(木)までに1月に提出した市町村に。

※協会けんぽの3月分(4月納付分)から健康保険率の改定(都道府県で異なる)を確認します。なお、介護保険料率は、全国一律に1.80%(現行1.79%)に上げられます。